01 電子マニフェスト登録等状況報告書（平成20年度実績報告）について

情報処理センターでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第8項の規定に基づき、平成20年度の電子マニフェスト登録等状況報告書（平成20年4月1日から平成21年3月31日までに情報処理センターに登録された電子マニフェスト情報。以下「報告書」）を前年度と同様に「行政報告システム」※を活用して作成します。

作成された報告書は、平成21年6月30日までに電子媒体に収録して都道府県・政令市（109自治体）に報告します。

※行政報告システムとは、行政報告の合理化・簡素化を図るため、法第12条の5第8項により義務付けられている電子マニフェスト登録等状況報告書の作成に加え、法や条例等で規定されている各種行政報告書を作成する仕組み。平成19年4月から情報処理センターにて実施。

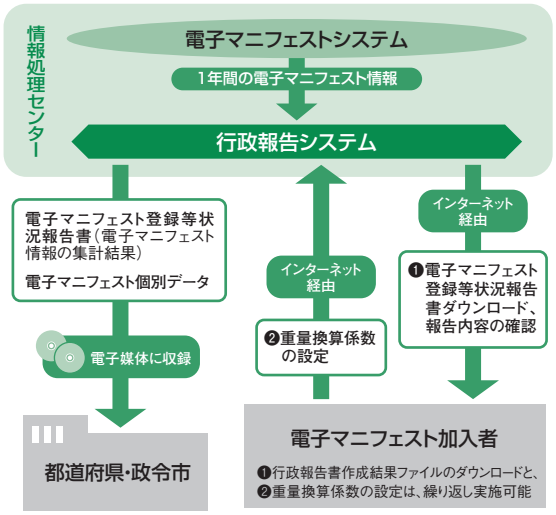


図 電子マニフェスト登録等状況報告書提出の流れ

1）重量換算係数の見直し

JWNETでは、「廃棄物の種類」の分類を「大分類」、「中分類」、「小分類」に細分化していますが、重量換算係数は、環境省通知の参考値をもとに「大分類」の値を設定しています。しかし、加入者等から「廃棄物の種類」の細分化に合わせて、換算係数を設定してほしいとの要望が寄せられていました。

このため、「廃プラスチック類」と「コンクリートくず、ガラスくず・陶磁器くず」等については、中分類と小分類に細分化した廃棄物の重量換算係数の見直しを行いました。

見直した結果は、JWNETホームページ「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数」に掲載しています。

2）報告書の内容確認および重量換算係数の設定について

電子マニフェスト加入者は行政報告システムを活用し、以下のとおり、自社の報告書の内容確認や重量換算係数を設定することができます。

❶自社（当該加入者番号）の報告書の内容をダウンロードして確認することができます。

❷廃棄物の数量が［リットル］［㎥］［個・台］の単位で入力されているデータは、重量換算係数※により、重量［t］に換算して集計します。

※重量換算係数は、必要に応じて加入者自ら任意の換算係数を設定することができます。情報処理センターでは、任意に設定された重量換算係数を基に再集計して報告書を作成します。

3）報告書の内容確認および重量換算係数の設定期間等

報告書のダウンロード及び重量換算係数の設定期間等については以下のとおりです。

	利用期間（月～金曜日、祝祭日含む）
重量換算係数の設定	4月15日～6月15日（8:00～20:00）
報告書の内容確認・ダウンロード	4月15日～6月30日（8:00～20:00）
行政報告用IDとパスワードの取得	4月15日～6月30日（8:00～20:00）

▶上記サービスに対する電話問合せ対応は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く）の午前9時から午後5時

この記事に関する詳細は URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/gyouseihoukoku_service.shtml をご覧ください。

電子マニフェストに関するお問合せ　電子マニフェストサポートセンター
TEL 03-5811-8296　FAX 03-5811-8277　URL http://www.jwnet.or.jp　e-mail info@jwnet.or.jp

02 電子マニフェスト利用料金の請求方法等の変更について

平成21年4月1日から電子マニフェスト基本料、使用料の利用料金の請求方法等を変更しました。主な変更点は以下のとおりです。

1)基本料

起算日を毎年4月1日とします。
ただし、年度途中に加入した加入者の基本料は、月割（基本料を12か月で除した金額 × 年度末までの残りの月数）で請求します。　▶B料金加入者の基本料金に含まれる登録件数も月割とします。

2)使用料

❶A料金加入者の使用料

使用料の精算日（締め日）を毎年6月末、9月末、12月末、3月末とし、請求はその翌月とします。
ただし、使用料の請求金額が2,000円未満の場合は、年度末（3月末）を限度として、2,000円を超えるまで請求を繰り越すものとします。

❷B料金加入者及びC料金加入者の使用料

年度末を基準に年1回の請求とします。

3)現行と改定後の請求方法等の比較

項　目		改定前	改定後
❶加入料〔全ての加入者〕		利用開始日の翌月請求	改定前と同じ
❷基本料〔全ての加入者〕		加入した月を基準に年1回請求	4月1日を基準に年1回請求（ただし、初回のみ、加入翌月に加入料と同時に加入月から月割したものを請求）
❸使用料	〔A料金 排出事業者※〕	2か月（偶数月）に1回請求	3か月に1回請求
	〔B料金 排出事業者※〕	加入した月を基準に年1回請求	年度末を基準に年1回請求
	〔C料金 排出事業者〕	加入した月を基準に年1回請求	年度末を基準に年1回請求
❹A料金使用料の繰越し請求		1,000円未満の場合は、6か月間を限度として繰り越す	2,000円未満の場合は、年度末を限度として繰り越す
❺料金区分の変更		加入した月を基準に変更	3月末を基準に変更

※ 2次マニフェスト交付・登録する中間処理業者（処分業者）を含む

03 JWNET（パソコン版）操作体験版について

「JWNET操作体験版」では、JWNETパソコン版のマニフェスト登録、報告などの各操作方法について、音声ガイダンスで誘導し、**マウス操作、画面入力などを行っていただきながら一連の操作を体験**することができます。
JWNETの操作方法の習得にぜひご活用ください。

URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/simulation/index.html

04 電子マニフェストの普及促進と導入運用事例発表会 開催報告

過日、東京（1月16日）および大阪（2月25日）において、電子マニフェストの普及促進と導入運用事例発表会を開催しました。

環境省産業廃棄物対策課から、東京会場では土居課長補佐、大阪会場では高原係長より「産業廃棄物行政と電子マニフェストについて」のご講演をいただき、川崎市環境局廃棄物指導課から同市における普及の取り組みを東京会場にて竹間課長補佐よりご発表いただきました。

導入運用事例発表では、各業種の事業形態に合った導入の参考としていただくよう、ゼネコン、ハウスメーカー、フランチャイズチェーン店等における運用事例をご発表いただき、フランチャイズチェーン店の本社コンプライアンス本部による統合的な廃棄物管理と電子マニフェストの導入など、今回初めてご紹介する事例もありました。



挨拶する日廃振センターの三本木理事・情報処理センター長

05 JWNET（電子マニフェストシステム）のホームページが新しくなりました

1）トップページの新設

日廃振センターの事業の一つとして開設していましたJWNETのホームページを、「より分かりやすく」閲覧できるように、新しくトップ画面を設けるとともにデザインを一新しました。

トップ画面の背景の波紋はJWNETで繋がる排出事業者、処理業者の輪をイメージしています。

2）「より分かりやすく」（情報の整理）

❶グローバルナビゲーションの設置

画面上段にグローバルナビゲーション（加入される方～資料集）を設置し、どの画面を閲覧していても知りたい情報に移動できます。また、マウスをナビゲーションボタン上に移動すると内容が表示され、検索をサポートします。

❷加入される方に見ていただくために

「JWNETって、なんだ？」「どんな仕組みだろう？」。この様な疑問をお持ちの方にもすぐに閲覧・体験できるように、トップ画面に「見てみよう！」「読んでみよう！」「やってみよう！」の情報ボタンを設けました。

❸サポートの充実

JWNETに関するFAQをより多く掲載するとともに、カテゴリ別にアクセスの多いFAQを表示し、さらにキーワードによる検索が出来るようになりました。また、加入等の申請に必要な書類を「各種申請一覧」にまとめました。



当ホームページは、電子マニフェストの情報発信源として、これからも内容を充実し、多くの皆様に閲覧していただけるよう努めて参ります。

JWNETホームページアドレス
URL http://www.jwnet.or.jp/jwnet/